



NEWS LETTER

6月といえば梅雨。雨が多い時期となりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

6

2021



成年年齢の引き下げで、
税金はどうなる？

有期契約労働者の
雇入れ・契約更新と雇止めの留意点

受取人の9割がやめたい約束手形

サポート期限切れOSを使用する
企業の割合

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

成年年齢の引き下げで、税金はどうなる？

いよいよ来年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられます。この引き下げに伴い、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている税金の取扱いはどうなるのでしょうか。引き下げスタートまで1年をきった今、改めて確認しましょう。

■ 成年年齢の引き下げ

1. 140年ぶりの見直し

平成30年（2018年）6月13日に改正された民法により、令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が「20歳」から「18歳」へ引き下げられます。これは、明治29年（1896年）の民法制定以来の改正となりますが、この「20歳」は、明治9年（1876年）の太政官布告を引き継いだものといわれているため、実質的な法の見直しは約140年ぶりといってもよいでしょう。

2. 見直しの背景

民法上の成年年齢を「18歳」とする背景として、次の点が法務省の「民法（成年年齢関係）改正 Q&A」で示されています。

- ・ 近年の投票権年齢などが「18歳」と定められていること
- ・ 世界の主流な成年年齢が「18歳」であること
- ・ 自己決定権の尊重と積極的な社会参加を促すこと

なお、施行日時点で18歳以上20歳未満の方は、**その日（2022年4月1日）に成年に達すること**となります。具体的には次の生まれの方です。

2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれ

■ 税務上の取扱い

税金の計算上、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている取扱いが、この民法の成年年齢引き下げによりどうなるのか、以下にまとめました。

1. 相続税・贈与税

相続税や贈与税の計算上、「20歳」を基準としている規定について、「18歳」を基準とする改正が、令和元年度税制改正及び令和3年度税制改正において手当てされています。具体的には、以下のとおりです。

(1) 未成年者控除

相続人が未成年者であるときは、税金の負担を軽減するために一定の金額を“未成年者控除”として相続税の額から控除してもらえます。この“未成年者”の年齢が「20歳未満」から「18歳未満」へと改正されます。

また、未成年者控除の額は、現行では「満20歳になるまで」の残年数について、1年につき10万円で計算します。これが「満18歳になるまで」へと改正されます。

なお、既に未成年者控除の適用を受けたことがある場合に、未成年者のまま次の相続があった場合に控除できる未成年者控除の額は、前回の控除不足額の範囲内に限られますが、改正前に適用を受けている場合については、別途、経過措置が設けられています。

ちなみに、成年年齢の引き下げとともに民法上の結婚年齢が男女ともに18歳となる改正も同時に施行されることから、結婚年齢と成年年齢が同一となります。そのため、婚姻す

ることで成年に達したものとみなす民法上の規定（民法753条）が削除されるため、未成年者控除適用の際の“未成年者”の判断で、この民法753条により適用しない、などという誤りが生じることは、今後なくなります。

(2) 相続時精算課税適用者の要件

生前に贈与を受けた財産を、相続時に相続財産として相続税の計算を行い、過去に申告納付した贈与税を精算する制度（相続時精算課税）があります。この制度の適用を受けることができる者の年齢が、贈与の年の1月1日において「20歳以上」から「18歳以上」へと改正されます。

(3) 事業承継税制に係る受贈者の要件

次の事業承継税制の適用に係る**受贈者の年齢要件**が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

① 法人版事業承継税制

（後継者へ非上場株式等を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度）

② 個人版事業承継税制

（後継者へ事業用資産を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度）

(4) その他

次の特例制度の適用に係る**受贈者の年齢要件**が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

① 贈与税の税率の特例

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は特例税率を適用する制度）

② 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

（結婚・子育て資金に充てるために直系尊属から信託受益権の付与等を受けた場合に1,000万円まで贈与税を非課税とする制度）

(5) 適用開始日

上記（1）から（4）までの適用開始日は、以下のとおりです。

(1)	令和4年（2022年）4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
(2)	令和4年（2022年）4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用
(3)	
(4) ①	令和4年（2022年）4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用
(4) ②	

2. 個人住民税

次に該当する未成年者は、個人住民税が非課税となる措置が設けられています。

未成年者のうち前年の合計所得金額が
135万円以下の者

この“未成年者”の年齢は民法にあわせているため、民法の成年年齢が「18歳」になることに伴い、この“未成年者”の年齢も自動的に18歳未満へと引き下げられます。

■ 税法以外では…

税法以外にも、NISA制度やジュニアNISA制度の年齢要件のうち「20歳」が「18歳」に引き下げになるなど、税法自体の改正ではないものの、気を付けるべき制度の変更がいくつかあります。

なお、成年年齢が引き下げられることにより、18歳から未成年者取消権が行使できなくなる点、とりわけクレジットカードの作成やローン契約が可能になる点にもご留意ください。

有期契約労働者の 雇入れ・契約更新と雇止めの留意点

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、パートタイム労働者や契約社員等、有期契約労働者の雇止めの増加等に関するトラブルの発生が懸念されます。そこで今回は、有期契約労働者の雇止めを行う際の留意点をとり上げます。

■ 契約期間中の解雇に関するルール

有期契約労働者の解雇に関するルールとして、労働契約法においては、やむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で解雇することはできないと規定されています。

この契約期間の途中での解雇は、期間の定めのない労働契約を結んでいる正社員を解雇する場合よりも、解雇の有効性が厳しく判断されます。そのため、安易に解雇することはできず、基本的には期間満了まで雇用することが求められます。

■ 契約締結時の労働条件の明示

有期契約労働者と労働契約を締結するときには、契約の期間とあわせて、契約を更新する際の判断基準を明示する必要があります。これは雇入れ時だけでなく、労働契約を更新した際の次の更新時においても同様です。以下は、明示する例です。

【更新の有無】

- 自動的に更新する
- 更新する場合があります
- 契約の更新はしない 等

【更新の判断基準】

- 契約期間満了時の業務量により判断する
- 労働者の能力により判断する
- 労働者の勤務成績、態度により判断する
- 会社の経営状況により判断する
- 従事している業務の進捗状況により判断する 等

■ 雇止めにおける手続き

1. 雇止め予告

現行の労働契約をもって更新しない（雇止めを行う）場合は、契約期間が満了する少なくとも30日前までに、有期契約労働者へ伝える必要があります（雇止め予告）。

この雇止め予告の対象となる有期契約労働者は、次のいずれかに該当する人です。

- 有期労働契約を3回以上更新して雇用している人
- 1年以下の労働契約を更新することで継続して通算1年を超えて雇用している人
- 最初から1年を超える労働契約を締結して雇用している人

ただし、現行の労働契約をもって終了となることが最初から明示されている場合は、雇止め予告を行う必要はありません。

2. 雇止めの理由の明示

雇止め予告をした後に、有期契約労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、会社は遅滞なくこれを交付する必要があります（雇止めの理由の明示）。これは、雇止めにより退職した人が退職後にその理由について証明書を請求した場合も、同様です。

なお、この証明書に記載する雇止めの理由は、“契約期間の満了”とは別の理由とすることが必要です。

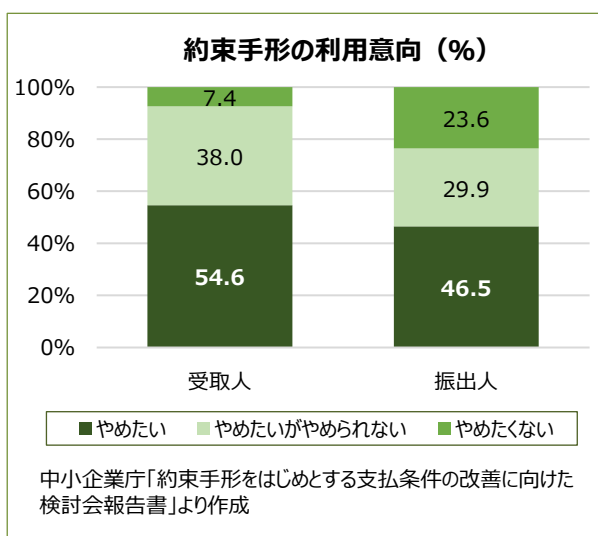
今後、有期契約労働者を雇入れたり、労働契約の更新を行ったり、また雇止めを行うときには、これらの内容を確認し、未然にトラブルを防止しましょう。

受取人の9割がやめたい約束手形

約束手形（以下、手形）を利用しながらもその実、利用をやめたいとも考える企業が多いようです。ここでは、2021年3月に発表された報告書*から、手形を利用している企業の利用に関する意向をご紹介します。

■ 受取人の9割以上がやめたい

上記調査結果から、手形の利用意向をまとめると、下グラフのとおりです。



「やめたい」と「やめたいがやめられない」をあわせた割合が、受取人で90%を、振出人で75%を超えました。

■ それぞれの理由

次に、受取人と振出人のそれぞれの理由の上位3つをまとめると、下表のとおりです。

受取人の回答で最も割合が高いのは、やめたい理由は「不渡りのリスクがある」、やめたいがやめられない理由は「振出側が手形による支払を希望している」、やめたくない理由は「裏書譲渡ができる」でした。

振出人では、やめたい理由は「手形帳代金・印紙代等が負担」、やめたいがやめられない理由は「電子記録債権にしたいが受取側が利用していない」、やめたくない理由は「支払サイトを確保したい」が最も高くなりました。

政府のワーキンググループの資料では、2026年をめどに手形の利用廃止を進めています。手形を利用している企業では、対応をしていく必要があるでしょう。

約束手形に関する受取人と振出人のそれぞれの理由（上位3つ、複数回答、%）

受取人		振出人	
理由	割合	理由	割合
やめたい理由		やめたい理由	
不渡りのリスクがある	52.6	手形帳代金・印紙代等が負担	48.2
取立手数料・領収書の印紙代等が負担	50.4	訪問や郵送等の搬送が必要で面倒	40.9
支払を繰延べせずに現金で払って欲しい	42.6	現物管理が面倒	27.9
やめたいがやめられない理由		やめたいがやめられない理由	
振出側が手形による支払を希望している	80.8	電子記録債権にしたいが受取側が利用していない	40.5
業界の商慣習	32.0	業界の商慣習	33.1
電子記録債権にしたいが振出側が利用していない	23.9	受取側が手形による支払を希望している	32.7
やめたくない理由		やめたくない理由	
裏書譲渡ができる	33.8	支払サイトを確保したい	71.5
割引ができる	26.9	電子記録債権に比べて手間がかからない	18.0
トータル費用負担が少額である	20.7	トータル費用負担が少額である	17.3

中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」より作成

*中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」

ここで紹介した数字は、報告書掲載のアンケート調査（2020年9月に中小企業庁が実施した、日本国内の企業を対象とする支払の実態に関するアンケート調査）で、大企業158社、中小企業3,192社の回答結果によるものです。

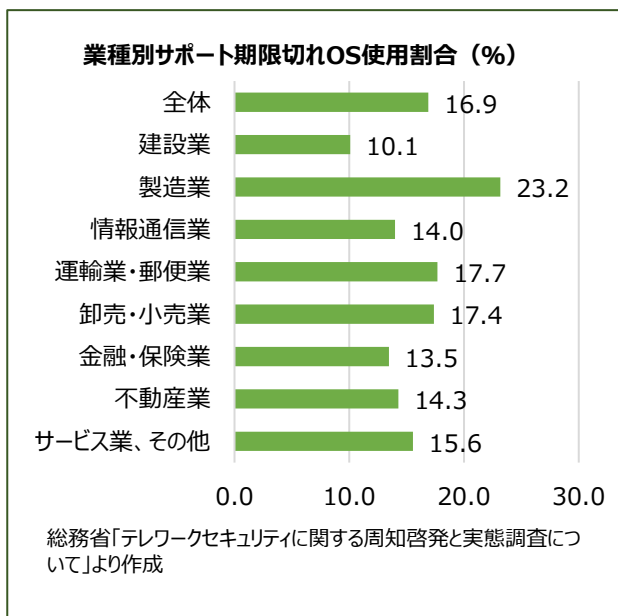
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen_report.pdf

サポート期限切れOSを使用する企業の割合

Windows7のサポートが2020年1月に終了して、1年以上が経過しました。貴社ではサポート期限の切れたOSを搭載したパソコンを使っていませんか。ここでは2021年4月に発表された総務省の調査結果※から、会社所有パソコンのOSの種類などをみてきます。

16.9%が期限切れOS使用中

上記調査結果によると、サポート期限切れ（以下、期限切れ）OSを使用している割合は回答企業全体で16.9%となりました。業種別にまとめると、下グラフのとおりです。



すべての業種で10%を超えています。中でも製造業は20%を超えています。

Windows7が14.6%に

次に、回答企業における会社所有パソコンの使用OSの割合をまとめると、表1のとおりです。Windows10が96.0%です。期限切れOSでは、Windows7の割合が14.7%と高い状態です。

【表1】会社所有パソコン端末のOSの種類
(複数回答、%)

Windows10	96.0	WindowsXP	3.3
Windows8.1	6.9	MacOS	8.4
Windows8	3.0	分からない	1.2
Windows7	14.6	その他	1.0

総務省「テレワークセキュリティに関する周知啓発と実態調査について」より作成

更新を検討中が32.7%

期限切れOSを使用している理由をまとめると、表2のとおりです。更新の方向で検討中、クローズ環境等特殊使用が30%を超えました。その他の回答の中には、Windows7拡張セキュリティ更新プログラムを使用しているという回答もありました。

【表2】サポート期限切れOSを使用している理由
(回答数851、複数回答、%)

更新の方向で検討中	32.7
クローズ環境等特殊用途	31.7
SWが最新OSに未対応	27.6
更新中・調達中	19.5
更新する費用がない	13.6
問題があると思わない	13.4
危険性を最近認知した	1.4
その他	5.8

総務省「テレワークセキュリティに関する周知啓発と実態調査について」より作成

期限切れOSを搭載したパソコンを使い続けることはリスクを伴います。使用している企業は、できる限り早く、現行のOSを搭載したパソコンへの移行をお勧めします。

※総務省サイバーセキュリティタスクフォース（第30回）「テレワークセキュリティに関する周知啓発と実態調査について」
2020年12月～2021年1月に全国の従業員10名以上の企業等に対して実施した調査。回答数は5,037社です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.soumu.go.jp/main_content/000744739.pdf

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2021年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 労働保険の年度更新

4. 賞与支払届の提出

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. 雇用調整助成金の受給期間

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月12日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

なお、特定法人（資本金が1億円超の会社等）については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。

4. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届出ることになっています。

なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

6. 雇用調整助成金の受給期間

雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。この措置の期間は2021年6月30日までとなっています（4月30日時点の情報）。これ以降も受給を継続する際は、初回申請に必要な書類を提出する必要があります。



2021.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等の他、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	赤口	●労働保険の年度更新（～7月12日） ●高卒者の求人票受付開始 ●2022年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	水	先勝	
3	木	友引	
4	金	先負	
5	土	仏滅 芒種	
6	日	大安	
7	月	赤口	
8	火	先勝	
9	水	友引	
10	木	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分）
11	金	赤口	
12	土	先勝	
13	日	友引	
14	月	先負	
15	火	仏滅	
16	水	大安	
17	木	赤口	
18	金	先勝	
19	土	友引	
20	日	先負	
21	月	仏滅 夏至	
22	火	大安	
23	水	赤口	
24	木	先勝	
25	金	友引	
26	土	先負	
27	日	仏滅	
28	月	大安	
29	火	赤口	
30	水	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）